

2 日進市の課題

固定的性別役割分担意識は減少傾向だが根強く残る 無意識の思い込み(アンコンシャス・バイアス)も存在している

前回調査と比較すると、「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」に『否定的』意見が『肯定的』意見の割合を上回るなど、固定的な性別役割分担意識については、改善している傾向がみられます。しかし、『肯定的』意見が約 4 割と、依然として固定的な性別役割分担意識は根強く残っています。

また、家庭における役割分担について、ほとんどの項目で『主に女性』が担当する割合が高くなっています。しかし、男性は女性と比較して、「男女が同じ程度に担当し、協力し合う」と回答する割合が高く、家庭での役割分担について、男女の認識に差があることがうかがえます。また、「食事の支度」や「掃除・洗濯」、「家計の管理」等家事の大半を女性が担っている中で、「重要事項の方針決定」については、男性の担当割合が高くなっており、家庭内での大人の姿を通じて、「実務は女性、重要事項の決定は男性」といった子どもの意識形成に繋がる可能性があります。

子どもの育て方については、「男の子、女の子と区別せず、育てた方がよい」と回答した割合が最も高くなっていますが、子どもに身につけてほしいと思うことに関して、「男の子、女の子と区別せず、育てた方がよい」と回答した群の中にも、女の子／男の子によって身につけてほしいと思うことに差がみられ、無意識に性別に対し固定的なイメージを抱いていることがわかります。

男女共同参画社会を実現するためには、固定的な性別役割分担意識や男女の意識差、性別に対する無意識の思い込み(アンコンシャス・バイアス)に気づくことが必要です。そして、大人が持つ性別への固定的で偏った意識を再生産しないためにも、子どもに対する教育を充実させるとともに、大人への周知・啓発を進め、理解を得ていくことが必要だと考えられます。

また、「LGBT」や「セクシャル・マイノリティ」という言葉の意味・内容を知っていると回答した市民の割合が、全体でも 5 割を切っている現状があり、性別にかかわらず個人の人権を尊重しあう社会の実現のため、更なる周知・啓発が必要だと考えます。

基本目標Ⅲ

性別に関わらず職業生活において活躍できる意識・環境づくり(女性活躍推進法/市町村推進計画)

男女共同参画社会を実現するために、本市の状況を踏まえつつ、女性活躍推進法の趣旨に基づき、女性がその個性と能力を十分に発揮して職業生活を送ることができるよう支援するとともに、男女がともに家事・育児等の担い手として、パートナーと家事等の共有ができるよう、男性の家事参画への意識の醸成に努めます。

基本目標Ⅳ

性別に関わらず安心して暮らすことができる環境づくり

女性の心身の状態は、年代によって大きく変化するという特性があり、「リプロダクティブ・ヘルス/ライツ」(性と生殖に関する健康と権利)の視点が重要です。ジェンダー平等を実現するために、男女が互いの身体的特性を十分に理解し思いやることができるよう、正しい知識の普及に努めます。また、様々な社会的困難と性別に起因する社会的困難とが複合する場合がありますため、理解と支援に努めます。さらに、非常時においてはジェンダー課題が拡大・深刻化するため、平常時から対策し、性別に関わらず安心して暮らすことができる環境づくりに努めます。

基本目標Ⅴ

ドメスティック・バイオレンス等の防止と被害者を支援する体制づくり(DV防止法市町村基本計画)

ドメスティック・バイオレンス(DV)は、重大な人権侵害です。夫婦間・パートナー間は本来対等であるはずですが、一方が他方を力で思い通り支配し管理しようとするときに生じる暴力です。また、児童虐待と複合している場合もあります。

男女共同参画社会の実現のため、DVを許さない人権意識・ジェンダー平等意識を高めるよう啓発に努めます。

また、被害を迷わず相談したり、暴力に気づいた周囲の人が関係機関に連絡できるよう相談窓口を周知すると共に、法改正等国の動向を注視しつつ、DV被害者への適切な対応を行うための体制を確保し、支援に努めます。

② DV被害者の支援

DV被害者について、適切な保護を図り自立を支援する必要があります。また、DVと児童虐待が複合している場合もあるため、注意していく必要があります。

被害者が自らの尊厳を取り戻し、自らの力で立ち直っていくために、法改正等国の動向を注視しつつ、庁内で連携を密にし、一体的に支援に取り組みます。連携を密にしました、外部資源を活用しつつ、被害者一人ひとりに適切な支援を行う必要があります。

具体的な取組	内容	担当課	No.
A DV被害の相談先の確保	DV相談、女性相談、法律相談等を実施します。また、外部の相談機関等の情報を提供します。 指標 女性悩みごと相談及びDV・性暴力被害相談のべ相談件数（全体・相談員よりDV報告あり）	市民協働課	67
	家庭児童相談室において、虐待を伴うDV・面前DVなど、子を巻き込んだDV被害者の相談に応じます。 指標 家庭児童相談室におけるDV相談件数	子育て支援課	68
	地域包括支援センター、障害者相談支援センター等関係機関と連携し、高齢者・障害のある人のDV相談に応じます。 指標 高齢者・障害者虐待相談件数（全体・被害女性）	地域福祉課	69
B DVによる住民基本台帳閲覧制限支援	DV被害者の住民基本台帳の閲覧や住民票の交付を制限し、DV被害者に関する情報の保護・管理を適切に行います。	市民課	70
C DV被害者を支援するための庁内連携体制の強化	DV被害者支援の体制を整えるため、市民協働課、子育て支援課、地域福祉課を中心とした関係各課のネットワークを充実します。	市民協働課	71
D DV被害者を支援するための外部機関の活用・連携	公的機関及び民間DV被害者支援団体等と連携し、DV被害者を支援する体制を構築します。	市民協働課	72
E 愛知県女性相談センターと連携した一時保護の実施	県女性相談センター、警察等関係機関と協力し、DV被害者の適切な一時保護をします。 指標 県女性相談センターへの一時保護依頼件数	市民協働課	73

面前DV:子ども(18歳未満)の目の前で振られるDV。児童虐待防止法(2000(平成12)年成立)の2004(平成16)年改正で、心理的虐待のひとつと認定した。直接的に暴力を受けなくても、DVを見聞きして育つ子どもは心身に傷を負い、成長後もフラッシュバックに苦しむなどPTSDを発症することが少なくない。